

漁業経営改善制度（認定漁業者制度）

1. 制度の趣旨

本制度は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（以下「漁特法」という。）に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者に対し、漁業経営の改善に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度。

2. 制度の概要

- (1) 作成者：漁特法第4条第1項に基づき、漁業者、漁業協同組合等が作成
- (2) 認定者：農林水産大臣：遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業に係るもの、
2以上の都道府県の区域を地区とする漁協等に係るもの等
都道府県知事：上記以外のもの
- (3) 認定基準：農林水産大臣が定める「漁業経営の改善に関する指針」に照らし適切なものか、漁業経営の改善を確実に遂行するために適切なものか
- (4) 指針の内容：<経営改善の内容の例示>
漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化など
<経営改善の実施方法>
定量的な目標の下で、経営の相当程度の向上のための取組を実施（具体的な経営向上の目標については、次に掲げる改善計画の三類型に応じ、それぞれに定める指標を用いて設定）
【一般型】：計画期間（5年）で減価償却前利益、付加生産額、従業員一人当たりの減価償却前利益又は従業員一人当たりの付加生産額の伸び率が基準値（当初15%）以上
【地域連携型】：計画期間（3年以上5年以内）で減価償却前利益の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上
【新規就業者型】：計画期間（5年）終了時における減価償却前利益が地域における同一の漁業種類の平均値以上
（注：減価償却前利益とは、営業利益及び減価償却費の合計額をいう。付加生産額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。）
- (5) 認定のメリット措置：認定漁業者向け制度資金（漁業経営改善支援資金等）の融通、補助事業による支援（利子助成による制度資金の無利子化）等

3. 制度の活用状況（令和元年度末現在）

- (1) 認定漁業者数：585人
- (2) 漁業経営体に占める割合：0.8%（585/73,270経営体）